

第10章 方法書に対する住民意見及び知事意見とその都市計画決定権者の見解

10-1. 方法書に対する住民意見及び都市計画決定権者の見解

大阪府環境影響評価条例施行規則第62条第1項において準用する同条例第9条第1項の規定に基づく意見（環境の保全の見地からの意見を有する者の意見）の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解は表10-1.1に示すとおりである。

表10-1.1(1) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

方法書についての意見の概要	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
手続き等総論に関する意見	
<p>1. 都市計画決定権者と組合との関係について</p> <p>都市計画事業者は両市であるが、本「方法書」では「四條畷市交野市清掃施設組合」の行動等が記されている。また、「方法書」縦覧の問い合わせ先が「同組合」となっている。</p> <p>「条例」「同施行規則」及び「技術指針」においては、このような団体の役割、位置づけがされていないにも拘わらず、環境の保全の見地からと称して、生駒市住民に対処しようとしていることは、本制度上から見ても、住民軽視の表れとしか言えない。</p>	<p>1. 本事業は都市計画決定を要する事業でありますことから、環境影響評価の手続きは大阪府環境影響評価条例第33条第2号に基づき都市計画決定権者である交野市及び四條畷市において実施いたします。</p> <p>方法書の内容は多岐にわたるため、ごみ処理施設全般に関するお問い合わせにも迅速に対応できるよう、大阪府環境影響評価条例施行規則第102条第1項に基づき、事業者である四條畷市交野市清掃施設組合に必要な協力を求めたもので、「問合せ先」に含めたものです。</p>

表10-1.1(2) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

方法書についての意見の概要	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
調査・予測・評価に関する意見	
<p>1. 大気環境調査について、予定地としている候補地3の地上60m(煙突の高さ59m)点での高層風の風向風速調査、拡散調査、煙流調査を1年間実施すること。</p>	<p>1. 事業計画地において地上60m付近で高層風の風向風速調査を1年間実施してまいります。事業計画地の周辺には山地があり、複雑な地形における大気拡散予測の精度向上のために、野外拡散実験及び実験室での風洞実験を実施してまいります。</p>
<p>2. 当地域の地形上、立地の気候「温度逆転層」の発生を四季を通じて測定する事を要求したい。寝屋川廃プラ施設においても、「VOCガス」が、温度逆転層によりガスが拡散せず住民を苦しめ続けている事を重視している。</p>	<p>2. 事業計画地において四季に各1週間、上層の気温を観測し、逆転層等の発生状況についての現状を把握できるものと考えています。</p>
<p>3. 大気環境調査について、生駒谷(生駒市南田原、生駒市北田原、四條畷市上田原、四條畷市下田原地区)、高山谷(生駒市高山地区)は大気が停滞するので、半径5km内の10か所を調査すること。</p>	<p>3. 方法書において生駒市北田原地区、四條畷市下田原地区、生駒市高山地区では、簡易法による大気質(窒素酸化物)の調査を実施することを記載しています。なお、最大着地濃度の出現が想定される地点は、事業計画地から南東方向約900mの山林内と予測しています。このため、調査地点は最大着地濃度出現距離の2倍程度の半径約2km以内の住宅地に配置し、この調査により周辺の大気質の現状を把握できるものと考えています。</p>
<p>4. (1)大気質、悪臭などの調査については、半径2km以内で5箇所、半径3km以内では17箇所となっているが肝心の下田原、田原台、さつきヶ丘、緑風台辺りの箇所が抜けていると思う。これらの地域は、常に風下地帯であると思われるし、窪地の多い処であるから「温度逆転層」(大阪高裁・寝屋川廃プラ施設操業中止裁判の証人尋問参照)の形成されやすい地域であると思う。調査箇所について再考願いたい。 (2)気象調査について当施設の立地で一番問題と考えている点は、地形上、施設から北風が、田原地域に向かって流れている点であること。あらゆる公害は「風下地域に被害が出る」事が基本であるのに、半径2kmの範囲内まんべんなく測定するのは「理に叶っていない」し、その測定地点に異議があります。風下地域と窪地等、空気の流れを基礎とした測定地点を選んで欲しい。</p>	<p>4. 最大着地濃度の出現が想定される地点は、事業計画地から南東方向約900mの山林内と予測しています。このため、調査地点は最大着地濃度出現距離の2倍程度の半径約2km以内の住宅地に配置し、この調査により周辺の大気質の現状を把握できるものと考えています。四條畷市下田原地区、四條畷市田原台地区は約2km以内にあり、調査地点を設定しています。四條畷市さつきヶ丘地区、四條畷市緑風台地区は事業計画地から南南西約3.5kmと離れており、また、方法書「4-3.自然環境、4-3-1.気象」の風配図に示したとおり、事業計画地の風下側となる北北東の風の頻度は極めて少ないことから、大気質、悪臭の環境への影響は小さいと考えています。</p>
<p>5. ごみ収集車の排ガスに含まれている大気汚染物質「1,3-ブタジエン」の影響がある。そこで、環境影響評価の大気質の環境項目に「1,3-ブタジエン」を追加すること。</p>	<p>5. 平成20年度に地方自治体が全国の沿道110地点で実施した結果によりますと、道路沿道での1,3-ブタジエンの年平均値は$0.25 \mu\text{g}/\text{m}^3$で、指針値*(年平均値$2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$以下)を超えた地点はなく、自動車の影響は少なく、さらに国道168号におけるごみ収集車等の走行の占める比率は一般車両の2%程度であり、ごみ収集車等の通行によって、周辺環境に影響を及ぼす状況は極めて少ないと考えております。 * 指針値：環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値。</p>

表10-1.1(3) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

方法書についての意見の概要	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
調査・予測・評価に関する意見（続き）	
<p>6. ごみ収集車、工事車両、建設工事により発生する粉じんの影響がある。そこで、環境影響評価の大気質の環境項目に「粉じん」を追加すること。</p>	<p>6. 建設工事の際、工事用車両の車輪に付着した土壌等は、場外に退出する前に洗浄する予定であり、また、ごみ収集車は舗装路面を走行する計画です。</p> <p>さらに、ごみ収集車や工事用車両の走行時には、適正走行の徹底、不要なアイドリングや空ふかし運転をしない等の粉じん対策を講じることから、粉じんによる周辺環境への影響はないものと考えています。</p> <p>建設工事中は敷地外に粉じんが飛散しないよう、散水や囲いの対策をするので「粉じん」を追加する必要はないと考えています。</p>
<p>7. 施設の稼働や車の走行から発生する騒音等で、希少野生動物（特に鳥類）の生態に影響がある。そこで、陸域生態系の環境影響評価項目に「施設の稼働」「ごみ収集車等の走行」を追加すること。</p>	<p>7. 施設の稼働や車の走行から発生する騒音につきましては、方法書の「2-6環境保全対策の実施の方針」に示す騒音対策を実施することにより、陸域生態系に対する影響が低減されるものと考えています。</p> <p>このため、「施設の稼働」及び「ごみ収集車等の走行」は環境影響評価項目に選定していません。</p> <p>施設の供用時及び工事期間中における環境保全対策については、今後さらに検討を進め、陸域生態系への影響を極力低減してまいります。</p>
<p>8. 景観の調査範囲について、地形によっては遠距離であっても影響がある。一律に3kmと設定した理由を明示すること。</p>	<p>8. 比較的細部までよく見え、気になるとされる距離は1.3kmとされており（「自然環境のアセスメント技術(Ⅱ)」(平成12年、環境庁企画調整局))、その2倍程度の距離を調査範囲としました。</p> <p>また、事業計画地から3kmの地点で煙突高さ59mの視野角は1.1度であり、人間が普段集中している視野角は46度程度でありますので、視野の中に占める煙突の部分は小さく、景観への影響は軽微であると考え3km以遠での調査地点は設けていません。</p>
<p>9. 焼却灰の処理方法等の明細が明らかにされていない。「保管方法」「処理方法」「使用薬剤の情報」「最終処分の行き先、量」の詳細を明示すること。</p>	<p>9. 焼却灰については、本施設の建屋内にある、燃焼室出口にて湿潤化いたします。</p> <p>また、建屋内の灰ピットで保管後、灰搬出車に積み込み、処分先に搬出します。</p> <p>積載した焼却灰をシート等で覆うことで、搬送時の飛散防止に努めてまいります。</p> <p>また、「保管方法」「処理方法」「使用薬剤の情報」「最終処分の行き先、量」は準備書に記載してまいります。</p>

表10-1.1(4) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

方法書についての意見の概要	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
その他	
<p>1. 候補地の立地評価に関する意見</p> <p>(1) 方法書の「候補地の立地評価に至る経緯」において、候補地の選定及び評価に至る経緯、抽出及び評価方法が作為的であり、生駒市に隣接する候補地3を選定したことは恣意的であることから見直しをすること。</p> <p>(2) 本「方法書」2-4-2候補地の立地評価に至る経緯の記述には、その策定及び評価に至る経緯、候補地の抽出、及び候補地の評価方法等については検討内容が作為的で、生駒市北部地域住民の環境の保全の見地から見ると、生駒市に隣接する候補地3を選定したことは、条例改定の趣旨を無視して、その経緯の手段は姑息で且つ内容は恣意的である。</p> <p>従って、速やかに再検討の措置を講じることを要求する。</p> <p>(3) 6か所の候補地を評価したものであるならば、迷惑施設の最大の公害である、大気への影響からして、1及び2が妥当である。</p>	<p>1. 候補地の選定及び評価につきましては、平成3年の候補地選定評価から18年が経過し、社会状況等の変化などを踏まえ、客観的な数値データに基づいて候補地について改めて評価を行い、検証した結果、候補地3が最も評価点が高い結果となったものであり、適切なものと考えています。</p>
<p>2. 技術指針との整合性</p> <p>(1) 四條畷市及び交野市は、大阪府環境影響評価条例（平成10年3月）制定以前の昭和52年に候補地3を建設予定地として了解し、平成3年7月に最適であると決定したのち、平成8年度から平成9年度に用地を取得しており、平成21年8月に「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」が改定されたにも拘わらず、その施行規定を無視した形式的な候補地選定になっている。</p> <p>(2) 改定規定に基づき、改めて、現状の地域概要等を用いて候補地選定を実施することを強く要求する。</p> <p>(3) 平成19年4月に環境省が「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」を策定しその実施の促進を図り、大阪府においても「環境影響評価および事後調査に関する技術指針」（平成21年8月）の改定を行ったにも拘らず、本事業計画策定にあたってはその環境配慮がなされているとはいえない。従って、上述の諸点を考慮すれば、本事業においては、改定同技術指針に従い、再度、事業計画策定段階からの環境配慮を実施し、大阪府環境影響評価の制度の規定を的確に実施すること。</p>	<p>2. 大阪府環境影響評価条例に基づく「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針（H21.8改定）」（以下「技術指針」という。）においては「事業計画策定に当たって比較した、環境への影響の回避又は低減の検討が可能である複数案（事業の実施場所、規模と一体的に検討した事項がある場合は、当該事項に係る内容を含む）の内容、環境面から見た各案の長所・短所及び特に留意すべき環境影響の内容と対応方策を、方法書、準備書及び評価書に記載するものとする。」とされています。</p> <p>今回、都市計画決定手続きを進めるにあたり、平成3年の選定から18年が経過し社会状況や周辺地域（生駒市域含む）の土地利用に変化がみられること等を踏まえ、評価項目についても見直しを行い、候補地について改めて評価を行い、検証したもので、候補地3が最も評価点が高い結果となったものです。</p> <p>また、この方法書は、技術指針に基づいて、候補地の立地評価に至る経緯及び、ごみ処理方式選定の経緯、環境配慮の内容について記載したものです。</p>

表10-1.1(5) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

方法書についての意見の概要	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
その他（続き）	
<p>3. 立地評価の手法について</p> <p>(1) 候補地の抽出にあたって、候補地から除外する区域等の作業において生駒市地域への配慮がなされていない。</p> <p>(2) 候補地3を最適地であるとしているが、生駒地域の現状の環境等を考慮して評価すべきである。</p>	<p>生駒市域における施設等を含め候補地から除外する区域等の作業を行うとともに、評価の項目としても盛り込んでいます。</p>
<p>(3) 府県がまたがっていても、風向きから考えても最も生活環境に影響のある地域である生駒市を調査の対象としていない候補地3の評価は到底認められるものではない。</p>	<p>方法書に記載した様に、「居住市街地・集落地までの距離」、「学校・病院等からの距離」、「近隣市の居住市街地・集落地までの距離」という評価項目で生駒市への影響の配慮を評価しています。</p>
<p>(4) 評価方法において、その算出方法及び結果が数値化されずに不透明である。また、候補地選考に関する9評価項目が全て同一のウエイトで取り扱われ、恣意的な選定になっている。</p> <p>(5) 評価方法は、算出方法及び結果の過程が全く不透明である。候補地を再度見直し、近隣住民の生活環境に及ぼす影響に配慮した上で説明責任を果たし、明確な評価を公表されること。</p>	<p>方法書の表2-4-5において評価点の算出方法を示しておりますが、数値的なデータに基づき評価し、結果は表2-4-7において評価点(計)という形で数値的に示しております。また、評価項目の重要度に応じたウエイト付けを客観的に設定することが難しいと判断し、各項目にウエイト付けを行わずに評価しております。</p>
<p>(6) 評価結果の概要で、候補地3の長所として“輸送効率が最も良いこと”、“増設道路の必要がないこと”としているが、これは生駒市内の一般国道168号を工事中の車両通行及び焼却場完成後のごみの搬入ルートとするため、その結果、生駒市域において、自動車排ガス、自動車騒音及び道路交通振動等の環境の悪化が予測される。</p>	<p>一般国道168号における工事中及び供用後の車両の通行が沿道の環境に与える影響につきましては、供用後の国道168号におけるゴミ収集車等の走行の占める比率が一般車両の2%程度であり、ゴミ収集車等の通行によって周辺環境に影響を及ぼす状況は少ないと考えていますが、今後、調査・予測・評価を行ってまいります。</p>
<p>(7) いずれの候補地であっても、環境影響評価においては当然のこととされている環境配慮事項“法規制値より更に厳しい施設の環境保全対策を講じることなど、環境に与える影響を可能な限り軽減することにより対応する”と無意味な表現を引用している。</p> <p>本文は環境影響評価の制度を理解していない記述であり削除し、現実的な環境の保全の措置を具体的に記述すべきである。</p>	<p>現実的な環境の保全の措置につきましては「2-6環境保全対策の実施の方針」の中で施設の供用時及び工事期間中について現時点で想定される環境保全対策を可能な限り具体的に記載しています。</p> <p>今後、調査・予測・評価を実施し、これらの結果を踏まえ準備書として取りまとめ、その中で、事業の環境影響とその配慮について、より具体的に示します。</p>

表10-1.1(6) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

方法書についての意見の概要	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
<p>その他（続き）</p> <p>(8) 候補地3のみを対象に、昭和53年度、昭和60年度そして平成4年度と3回にわたって環境調査を行っている。しかし、なぜか平成3年度には、9候補地をかかげ四條畷市、交野市のみの自然環境の保護、事業効率やごみの輸送効率等を配慮して、既に、生駒市域の生活環境を無視して、曖昧な評価法で候補地3を最適候補地として選定している。</p> <p>平成4年度までの環境調査の目的、結果の詳細等を公表し、9候補地からの候補地選定の経緯を示し、且つ環境調査と候補地選定との整合性について説明することを求めるとともに、生駒市域の生活環境についても配慮することを要求します。</p>	<p>昭和52年に市議会等において、現計画地が予定地として了承され、昭和53年度、60年度及び平成4年度事業を進めるために環境調査を行ったものです。</p> <p>これらの調査結果につきましては、ご要望があれば情報提供をいたします。</p> <p>候補地選定の経緯につきましては、平成3年に候補地の妥当性の検討を行った結果、最適であると評価しました。また、この候補地選定評価から18年が経過し社会状況や周辺の土地利用に変化がみられること等を踏まえ、受益を受けない近隣市への配慮も評価の項目として盛り込む等、評価項目についても見直しを行い候補地について改めて評価を行った結果、本事業計画地が、総合評価で最も高い評価となったものです。</p>
<p>4. 再評価した場合の生駒市の取り扱い</p> <p>事業予定地の選定方法をやり直しても、同様であれば多大な影響を受けるとされる生駒市民及び生駒市を大阪府民及び大阪府下の市町村と同様の取り扱いをすること。</p>	<p>4. 候補地の選定及び評価につきましては、平成3年の候補地選定評価から18年が経過し、社会状況等の変化などを踏まえ、客観的な数値データに基づいて候補地について改めて評価を行い、検証した結果、候補地3が最も評価点が高い結果となったもので適切なものと考えています。</p> <p>環境影響評価の手続きにつきましては、方法書の段階から生駒市においても方法書の縦覧を行うとともに、大阪府環境影響評価条例に規定はありませんが方法書の説明会を開催いたしました。今後も、府域と同様に大阪府の指導のもと、生駒市域においても環境調査や予測・評価を実施してまいります。</p>
<p>5. 「ごみゼロ化」政策の実施について</p> <p>四條畷・交野両市はすみやかに「ごみゼロ化」政策を実施し、最大限のごみ減量化に努めるべきである。それによって、生駒市北部地区住民を環境上脅かすごみ焼却場の建設は不必要となる。少なくとも、現計画よりはるかに小規模のごみ焼却場で必要性は満たされることになる。そうすれば、現計画地ではない別のところに建設することも容易となる。「ごみゼロ化」政策の実施後にごみ焼却場建設計画の中止・修正を行なうべきである。</p>	<p>5. 両市においては、循環型都市の実現をめざし、3R／4Rの実践に取り組んでいるところです。</p> <p>また、本施設の事業計画につきましては、両市から排出されるごみの減量化計画も含めて作成されたものです。</p> <p>今後におきましても、更なるごみの減量化やリサイクルを進めてまいります。現施設は老朽化が著しい状況で、新たなごみ処理施設は必要であると考えています。</p>

表10-1.1(7) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

方法書についての意見の概要	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
その他（続き）	
<p>6. 健康についての意見</p> <p>寝屋川廃プラ処理施設周辺住民の健康被害を考えると、環境調査の時点で、何らかの失敗があったのではないかと、大いにビビってしまう。方法書では、大事を踏んで将来のため、住民希望者に、保健所で事前健康診断を受けておいてもらおうと云うような方法はないのでしょうか。もしなければ、今からでも、その立法者に注言されるべきでありましょう。</p>	<p>6. 本施設の稼働に伴う排出ガスの影響につきましては、環境影響評価手続きを通じて、より環境負荷を低減する事業計画とすることから、本施設の稼働に伴う、住民を対象とした事前の健康診断の実施は考えていません。</p>
<p>7. 行政への意見</p> <p>当施設を建設するに当たり、四條畷市、交野市は「情報公開」を避けてきたと共に、市民に向き合わず周辺住民の説得を怠ってきました。地方自治体といってもこのような事では、とても「中央から地方へ」という行政のトレンドに賛同出来ません。</p>	<p>7. 本施設整備にあたり、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画や、新ごみ処理施設整備基本計画等の策定に関して、市民の皆様への参画をいただくとともに、広報誌やホームページ、交野市、四條畷市、生駒市における住民説明会の開催等を通じて、情報の提供に努めてまいりました。今後とも、より一層の情報公開や制度の説明などに努めます。</p>
<p>8. 地元合意について</p> <p>当該事業について、その環境上の影響を最も受けると予想される生駒市北部地区住民の合意が得られていない。これまで説明会が複数回実施されたが、同地区住民を納得させることは出来なかった。また、今回の方法書の意見の受け付けにおいても、同地区の多くの住民が当該事業反対の意見書を提出している。同地区住民の合意が得られるまで当該ごみ処理施設の建設を前提とした環境影響評価は実施すべきではない。</p>	<p>8. 現施設は経年的な老朽化が著しく、施設は限界にきています。将来にわたって安定したごみ処理を続けていくためには新たなごみ処理施設の整備が必要です。</p> <p>施設整備にあたっては、大阪府環境影響評価条例に基づき、周辺地域の環境保全に配慮をす中で環境調査及び環境影響の予測・評価を行ってまいります。その結果については、準備書として取りまとめますが、今後においても、生駒市民の皆様へ、引き続きご理解をいただけるよう努めてまいります。</p>

10-2. 方法書に対する知事意見及び都市計画決定権者の見解

大阪府環境影響評価条例施行規則第66条第1項において準用する大阪府環境影響評価条例第10条第1項の規定によって述べられた意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は表10-2.1のとおりである。

表10-2.1(1) 方法書に対する知事意見及び都市計画決定権者の見解

知事意見	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解									
1. 全般的事項										
<p>(1) 両市の将来人口推計に係る最新の知見を踏まえて、処理能力を適切に検討し、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>四條畷市は平成23年9月に、交野市は平成23年8月に、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における平成29年度の減量化目標数値を見直しており、平成29年度の家庭系ごみの発生量は、1人1日平均排出量と将来人口から算定し、四條畷市は第5次四條畷市総合計画を用いて推計した将来人口、また、交野市は国立社会保障・人口問題研究所が行う人口推計法などをもとに、交野市の規模にあった推計を行った「交野市の将来人口推計」を用いて推計した将来人口としております。</p> <p>これにより、新ごみ処理施設の施設規模の算定基礎としている平成29年度のごみ処理量に大幅な変更が生じたことから、施設規模を次のとおり変更しました。</p> <table border="1" data-bbox="614 907 1257 1008"> <caption>施設規模の変更</caption> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱回収施設</td> <td>140t/日</td> <td>125t/日</td> </tr> <tr> <td>リサイクル施設</td> <td>27t/日</td> <td>23t/日</td> </tr> </tbody> </table> <p>（「2-7-1 方法書からの事業計画の主な変更点」に記載）</p>	施設名	変更前	変更後	熱回収施設	140t/日	125t/日	リサイクル施設	27t/日	23t/日
施設名	変更前	変更後								
熱回収施設	140t/日	125t/日								
リサイクル施設	27t/日	23t/日								
<p>(2) 煙突高さについて、大気質及び景観の予測評価をとおして検討し、その内容を準備書に記載すること。</p>	<p>煙突高さを現施設の40m、方法書で示した59m、さらに、高度を上げた80mの3高度について、大気質及び景観の予測評価を行い、その結果、煙突高を59mとしました。</p> <p>検討した結果は、「第8章 環境保全対策、8-1-2. 大気質、(2)煙突高さの検討」に示しました。</p>									
<p>(3) ごみ収集車について、現状の積載率を前提に、適切な運行台数を設定すること。</p>	<p>ごみ収集車の積載率については、平成22年度の実績から運行台数を算出しました。</p> <p>（「2-5-2 ごみの搬入計画」の算定に使用）</p>									

表10-2.1(2) 方法書に対する知事意見及び都市計画決定権者の見解

知事意見	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
2. 大気質	
<p>(1)簡易法による窒素酸化物濃度の水平分布の調査結果を踏まえ、事業計画地でのデータを予測地点の現況値として取り扱うことの妥当性について検討した上で、必要に応じて、予測地点において技術指針の方法により四季調査を実施すること。</p>	<p>24地点で実施した簡易法による窒素酸化物濃度の調査結果をみると、環境基準項目である二酸化窒素の各地点の年平均濃度は、0.007～0.017ppmの範囲（24地点平均0.012ppm）にあり、いずれの地点も環境保全上の指標となる年平均値が0.02～0.03ppmを下回っていました。また、周辺の環境濃度が低く、濃度の範囲が平均値と比較して、最大で5ppbと小さいことから、事業計画地の実測値を予測地点の現況値として取り扱っても特に問題がないと考えています。</p> <p>なお、事前の拡散計算結果を踏まえて、最大着地濃度出現地点に近い北田原町で冬季に1週間二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の調査をすると共に、その風下側の住宅地であるひかりが丘住宅地において、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の四季各1週間の調査を、両地点ともに技術指針に示された方法（大気汚染に係る環境基準に定められた測定方法）で実施しました。</p> <p>（調査結果は、「7-1.大気質、7-1-1.現況調査、(2)大気質調査、2)現地調査」に記載）</p>
<p>(2)ごみ収集車等事業関連車両については、環境負荷の少ない低公害車の導入・低公害車用燃料等供給設備の設置及び最新規制適合車への早期転換を検討し、その内容を準備書に記載すること。</p>	<p>(交野市) 低公害車の導入については、燃料充填設備等の普及や車種の拡大等に合わせて検討を進めます。</p> <p>(四條畷市) 家庭系ごみについては、平成26年度以降に実施予定の委託業者選定において、選定制度検討組織で議論することにします。この組織において「低公害車の導入」について検討を行い、環境負荷の低いごみ収集車を保有する業者を選定することとします。事業系ごみ収集業者についても、平成25年に予定している許可制への転換以降に低公害車の導入を図るよう要請します。</p> <p>（「8-2.各要素における環境保全対策」に記載）</p>
3. 水質・底質、地下水、土壌汚染	
<p>(1)地下水の流向流速等がより適切に把握できるよう、事業計画地内で複数の調査地点を選定すること。</p>	<p>事業計画地における地下水の水質及び流向流速の調査地点を1地点から2地点に追加しました。なお、調査地点は、平成22年5月～10月に実施しました地下水流向・流速調査地点6箇所の中から、地下水流向図を参考に、天野川に近い2地点を選定しました。</p> <p>（調査結果は、「7-3.地下水、7-1-1.現況調査、(2)現地調査」に記載）</p>
<p>(2)事業計画地で検出された汚染土壌により汚染された表流水及び地下水が、供用時や工事中に、事業計画地外へ流出することにより周辺の河川等へ影響を及ぼさないよう、事業計画や工事計画に合わせて、対策の内容を検討し、準備書に記載すること。</p>	<p>事業計画地に汚染土壌が存在するため、施設の存在を環境影響要因とし、水質及び地下水について健康項目及びダイオキシン類を環境影響評価項目として新たに選定しました。また、施設の建設工事による影響として、方法書において、生活環境項目及び健康項目を選定していましたが、ダイオキシン類を環境影響評価項目として新たに追加しました。</p> <p>（「5章環境影響要因及び環境影響評価の項目」、「6章調査、予測及び評価の手法、6-2影響予測」に記載）</p> <p>水質及び地下水における天野川への影響及び周辺の地下水への影響を予測、評価するとともに、事業計画や工事計画に合わせた対策の内容を準備書に記載しました。</p> <p>（「7-2.水質」、「7-3.地下水」の各項目の予測・評価に記載。）</p>

表10-2.1(3) 方法書に対する知事意見及び都市計画決定権者の見解

知事意見	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
4. 騒音、振動、低周波音	
<p>(1) 建設工事において発破を使用する必要があると考えられる場合は、「低周波音」を評価項目として選定し、適切に予測、評価を行うこと。</p>	<p>岩掘削については、可能な限り機械掘りとしていますが、岩質によっては発破を使用する可能性があります。従って、予測評価の項目として選定しました。 （「5章環境影響要因及び環境影響評価の項目」、「6章調査、予測及び評価の手法、6-2影響予測」に記載）</p>
5. 陸域生態系	
<p>(1) 緑化計画については、在来種の採用や外来種の排除を含め、周辺の植生等に配慮して検討し、その内容を準備書に記載すること。</p>	<p>緑化計画については、事業計画地及びその周辺が国定公園であることを踏まえ、植生調査の結果を参考に可能な限り周辺の植生との調和を図ることを基本として樹種を選定します。また、事業計画地の前にある公園（休憩所）からの眺望が、大阪の市街地から見渡せる生駒山系を屏風に見立て、花木や樹木を植樹しようとする「生駒山系花屏風構想」の趣旨に沿うよう配慮します。 緑化を行うに当たり外部から土を入手する際には、近隣の生駒山系付近から購入することにより、可能な限り外来植物を持ち込まないよう配慮します。また、緑地の維持管理にあたっては、特に外来種の排除に留意するよう作業員に周知します。 （「8-1. 基本段階における環境保全措置の検討、8-1-4. 陸域生態系・景観・文化財」に記載）</p>